女性部会だより（For you）

佐藤　哲也
法人課税第１部門
上席国税調査官

洞口　卓也
法人課税第１部門
総括上席国税調査官

伊藤　康至
法人課税第３部門
統括国税調査官

平田　幸伸
法人課税第２部門
統括国税調査官

辻井　辰也
法人課税第１部門
統括国税調査官

第23回 “をみな衆” グループ別

自動車重量税などの租税公課、ガソリン等の燃料費、車検費用等の諸雑費が法人の損金となります。ただし、法人所有の車両を私的に使用した場合は、福利厚生との兼ね合いもありますが、場合によっては適正な対価を合理的に算定して、利用者からその対価を受領する必要があります。

また、個人名義の車両を法人の業務に使用した場合、次の取扱いとなります。

①当事者間で「賃貸借契約」を締結した場合は合理的に算出された使用料が法人の損金となります。

②当事者間で「使用貸借契約」を締結している場合は、当事者間で売買契約は成立していないため法人において減価償却費等の計上は認められません。

5 所得税

アマチュアの選手がマラソン大会において獲得した賞金や賞品は一時所得として所得税が課税されます。ただし、一時所得の計算上、特別控除額50万円までの範囲であれば一時所得として課税されません。年間50万円を超えた場合でも、その収入を得るために支出した経費は控除することができます。

※収入金額－（その収入を得るために支出した金額）－（特別控除額(50万円)）

したがって、年間で上記以外の一時所得がない場合、課税される一時所得はありません。

6 相続税

上場株式を相続した場合は相続税の対象となります。また、評価方法はその株式が上場されている金融商品取引所が公表する課税時期（相続の場合は被相続人の死亡の日）の最終価格によって評価します。ただし、課税時期の最終価格が、次の三つの価額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価します。

①課税時期の月の毎日の最終価格の平均額

②課税時期の前月の毎日の最終価格の平均額

③課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額